

契約約款の改正について

改正民法の施行等に伴い、契約約款を改正します。(令和2年4月1日施行)

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当

令和2年4月1日に施行される改正民法への対応等のため、現在使用している『建設工事請負契約約款』等、各種契約約款を改正します。

◎ 令和2年4月1日以降に締結する契約には、改正後の約款を使用してください。

※改正後の約款は、『山梨県公共事業ポータルサイト』に掲載しました。

《主な改正内容》 ※工事の場合。委託もこれに準じて変更します。

譲渡制限特約について

- ① 譲渡制限特約は維持した上で、受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、特段の理由がある場合を除き、発注者は請負代金債権の譲渡を認めなければならないこととする。
- ② 譲渡した場合は、当該工事の施工以外に譲渡により得た資金を使用してはならないこととし、その用途について疎明する書類を提出しなければならないこととする。
- ③ 譲渡制限特約に違反した場合、用途制限に違反した場合を無催告解除事由として、書類提出義務に違反した場合を催告解除事由として規定する。

契約不適合責任について

- ① 「瑕疵」の文言を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」に改める。
- ② ①の場合の発注者の権利として履行の追完請求権と代金の減額請求権を定める。

契約不適合責任の担保期間について

- ① 契約不適合の責任期間について、引き渡しを受けた日から2年以内（※工事の場合）でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることはできないこととする。
- ② ①にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないこととし、一般的な注意の下で発見できなかったものについては引渡しから1年が経過する日まで請求等を行うことができることとする。
- ③ 請求等は、具体的な契約不適合の内容等、請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うこととする。
- ④ 契約不適合の責任期間の終了直前に契約不適合を発見した発注者を保護するため、期間内にその旨を通知したときは、1年以内に請求等を行うことで期間内に請求等をしたものとみなすこととする。
- ⑤ 発注者が請求等をした場合、当該請求等に係る契約不適合について、民法の消滅時効の範囲内でその他の必要と認められる請求等を行うことができることを明示する。
- ⑥ 改正民法637条第1項の規定（担保責任の期間の制限）は契約不適合責任期間については適用しないこととする。

- ⑦ 契約不適合が受注者の故意又は重過失によるものであるときは、契約不適合責任期間に関する制限は適用しないこととする。
- ⑧ 発注者が引渡しの際に契約不適合を知ったときは直ちに通知しなければならないという現行約款の規定を維持する。
- ⑨ 契約不適合が発注者又は監督員の指図によるものであるときは、発注者は契約不適合を理由に請求等を行うことができないこととする。

発注者の契約解除権について

- ① 発注者の解除権について『催告解除』と『無催告解除』に分けて規定を行う。
- ② 『催告解除』については改正民法同様、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととし、『無催告解除』については、民法に規定されている解除事由を約款においても規定する。
- ③ 改正民法において、完成後の契約解除を禁止する条項が削除されたことを踏まえ、約款において完成後の解除事由として、『催告解除』に「正当な理由なく、履行の追完がなされないとき」、『無催告解除』に「引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき」を追加する。
- ④ 契約の解除について、この根拠が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者の催告による解除権・催告によらない解除権の条項を根拠に契約を解除することはできないこととする。

受注者の契約解除権について

- ① 受注者の解除権についても、『催告解除』と『無催告解除』に分けて規定を行う。
- ② 『催告解除』については、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととする。
- ③ 契約の解除について、この根拠が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者の催告による解除権・催告によらない解除権の条項を根拠に契約を解除することはできないこととする。

発注者の損害賠償請求権について

- ① 発注者の損害賠償請求権について、完成後の契約解除、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときを追加する。
- ② 完成前の解除については、違約金の支払い(損害賠償の予定)とすることを引き続き規定する。
- ③ 損害賠償請求の根拠が受注者の責めに帰すべき事由でないときは、発注者は損害賠償請求できないこととする。

受注者の損害賠償請求権について

- ① 受注者の損害賠償請求権について、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときを追加する。
- ② 損害賠償請求の根拠が発注者の責めに帰すべき事由でないときは、受注者は損害賠償請求できないこととする。

法定利率について

法定利率が現行の年5%から年3%（3年ごとに変動）となることから、延滞違約金を5%から3%に変更する。

遅延利息等の率の改正について

※政府契約の支払遅延防止等に関する法律

遅延利息等の率を2.7%から2.6%に変更する。